

専決処分の承認について（藤沢市市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、藤沢市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2018年（平成30年）5月22日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の条例を専決処分する。

2018年（平成30年）3月31日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第31条及び第49条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条及び第49条の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正により、用途変更宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の特例の期限が改められ、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、緊急に藤沢市市税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日付けで藤沢市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。